

静岡県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書

19-7-1

(趣旨)

- 1 この確認書は、静岡県・山梨県において、地震等によりどちらか一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定等」という。）の趣旨にのっとった必要な応援その他の事項について確認する。

(連絡体制)

- 2 両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要があるときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

(応援の種類)

- 3 応援の種類は次のとおりとする。
 - (1) 資機材、車両、物資等の提供及び輸送
 - ア 施設の応急復旧工事等に必要な資機材等 (別表-1)
 - イ 応急復旧活動に必要な車両等 (別表-2)
 - ウ 応急復旧活動に必要な物資 (別表-3)
 - (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 応急復旧等に必要な土木部職員
 - (3) 施設及び施設に関する情報の提供

ア 緊急輸送道路

イ 港湾

ウ 拠点となる施設

エ その他の公共土木施設

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援態勢の整備)

- 4 県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

(応援の実施)

- 5 応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。
 - ア 応援要請の方法
 - イ 応援の自主出動
 - ウ 応援経費の負担

(訓練の実施)

- 6 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。
(資料の交換)
- 7 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

(連絡会議の実施)

- 8 両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・山梨県土木部地震対策連絡会議」において行う。

(協議)

- 9 この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

(その他)

- 10 本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書2通を作成し、各県記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年 2月 18日

静岡県土木部長

周野真久



山梨県土木部長

沼田敏樹

19-7-2 静岡県・神奈川県土木部の災害相互応援に関する確認書

表	内 容
別表-1	<p>交規規制等の安全確保資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリケード ・ロープ ・案内板 等 <p>災害発生時の復旧用資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう 等 <p>その他の資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明灯 ・測量機器 等
別表-2	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事務所が管理している車両等
別表-3	<p>活動用物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手 等

(趣旨)

1 この確認書は、静岡県、神奈川県、神奈川県において、地震等によりどちらから一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」(以下「協定等」という。)の趣旨にのっとり必要に応じて他の事項について確認する。

(連絡体制)

2 両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要があるときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

(応援の種類)

3 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 資機材、車両、物資等の提供及びあわせん
 - ア 施設の応急復旧工事等に必要資機材等 (別表-1)
 - イ 応急復旧活動に必要な車両・舟艇等 (別表-2)
 - ウ 応急復旧活動に必要な物資 (別表-3)

- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 応急復旧等に必要土木部職員

- (3) 施設及び施設に関する情報の提供
 - ア 緊急輸送道路
 - イ 港湾
 - ウ 拠点となる施設
 - エ その他の公共土木施設

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援態勢の整備)

4 県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

(応援の実施)

5 応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。

- ア 応援要請の方法
- イ 応援の自主行動
- ウ 応援経費の負担



(訓練の実施)

6 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう相互応援に因する訓練を適時実施する。

(資料の交換)

7 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

(連絡会議の実施)

8 両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・神奈川県土木部地震対策連絡会議」において行う。

(協議)

9 この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

(その他)

10 本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書2通を作成し、各県記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年3月24日

静岡県土木部長



山田

神奈川県土木部長



住田陸

表	内 容
別表-1	交通規制時の安全確保資材 ・バリケード ・ロープ ・案内板 等 災害発生時の復旧用資材 ・H型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう 等 その他資機材 ・照明灯 ・測量機器 等
別表-2	・土木事務所等が管理している車両等
別表-3	活動用物資 ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手 等

中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

平成22年 2月

国土交通省中部地方整備局	岐阜	静岡	愛知	三重	長	名	静	浜
	岐阜	岡	知	重	野		古	岡
							屋	松



中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

国土交通省中部地方整備局企画部、岐阜県土木整備部、静岡県建設部、愛知県建設部、三重県土木整備部、長野県建設部及び名古屋市長官庁土木部、静岡県建設部並びに浜松市土木部（以下「構成機関」という）は災害が発生し、又はその恐れがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める必要協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを行う。ただし、各民間等で既に締結されている相互応援に関する協定等に基づき応援を行う場合は、この申し合わせは適用しない。

(目的)

第1条 本申し合わせは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の相互協力の内容等を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(相互協力の内容)

第2条 災害時の協力は、おおむね次の内容とする。

- (1) 迅速な被災情報等の情報（共有化）
 - (2) 車両、通信機器等の貸付（操作要員の協力を含む。）
 - (3) 被災状況の調査
 - (4) 被災箇所の緊急対応
 - (5) その他必要と認められる事項
- なお、他の構成員の協力が必須となった場合、あるいはその恐れが生じた場合には、相互協力が円滑に進むように被災状況等を連絡するものとする。

(協力の要請)

第3条 構成機関は、災害発生に対して他の構成員の協力が必要と判断した場合、電話又はFAXで協力を要請するものとする。

(要請によらない協力)

第4条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため、被災した構成機関から協力要請がない場合においては、第3条の規定にかかわらず、構成機関は独自の判断により協力をできるものとし、その協力内容について相手機関に連絡するものとする。

(費用負担)

第5条 要請に基づく協力に要する費用は、原則として要請を行った機関の負担とする。

2 国土交通省中部地方整備局が災害時の緊急対応として要請する要請によらない協力については同地方整備局の負担とする。

(相互協力の連絡等)

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時にむける被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の貸出並びにその世帯に備える情報及び資料の交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この申し合わせは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たに相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会の設置)

第8条 構成機関は、この申し合わせの運用について、具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 本申し合わせについて疑義が生じたとき、又は本申し合わせに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

(適用)

第10条 この申し合わせは、平成22年2月1日から適用する。

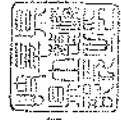
平成22年2月1日

国土交通省
中部地方整備局 企画部長

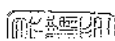
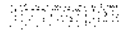


野田

岐阜県 県土整備部長



森古



静岡県 建設部長



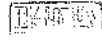
久門 衛



愛知県 建設部長



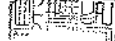
川西



三重県 県土整備部長



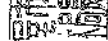
北川 貴



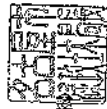
長野県 建設部長



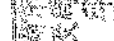
入江



名古屋市長 緑政土木局長



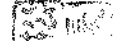
村上 芳



静岡県 建設局長



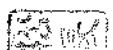
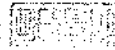
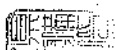
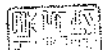
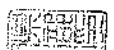
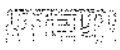
高野 哲



浜松市長



鈴木 康



19-7-4 東海四県水道災害相互応援に関する覚書

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県、愛知県及び三重県(以下「四県」という。)の水道用水供給事業において、災害その他の非常の事態等(以下「災害等」という。)が発生し、被災県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災県が他の県に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 四県が相互に実施する応援活動に関する事務処理については、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他法律等に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、四県が応援活動中において、災害救助法その他の法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(応援県)

第3条 大規模な災害等が発生した場合には、災害応急活動等を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援県は、相互に連絡をとり、主たる応援県(以下「応援主管県」という。)を決定する。

3 応援主管県は、速やかに他の県と協力して被災県に対する応援活動等を行うものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県は、別途定める内容を明らかにして、他の県に応援を要請するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災県の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、又、被災県への往復の途中において生じたものについては応援県が賠償の責に任ずる。

4 被災県が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合には、応援県は当該費用を一時的支弁するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県と応援県が協議して定める。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係県が協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 四県は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項は、その都度、関係県が協議して定める。

附 則

この覚書は、平成7年12月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年12月1日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 岩淵 昌弘

愛知県公営企業管理者

企業庁長 加藤 幸一

三重県公営企業管理者

企業庁長 藤原 康司

19-7-5 神奈川企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道事業を営営する神奈川県企業庁及び水道用水供給事業を営営する静岡県企業局(以下「両県」という。))において、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、被災した県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に相手県の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両県は、あらかじめ応援体制表(様式1)により連絡課を定め、地震等の災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

なお、応援体制表は、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(備蓄資材等の調査)

第3条 両県は、この覚書に基づく応援を円滑に行うため、保有する備蓄資材等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(応援の要請手続き)

第4条 応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡課を通じて行うものとする。

2 応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後速やかに応援要請書(様式

2)を送付するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 必要資機材及び人員等の応援内容

(3) 応援の場所及び応援場所への経路

(4) 応援の期間

(5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣

(2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等

(3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援体制)

第6条 応援を要請した企業庁又は企業局(以下「応援要請県」という。))は、災害の状況に応じ、応援する企業庁又は企業局(以下「応援県」という。))職員の宿舎のあわせんその他必要な便宜を供与するものとする。ただし、状況によりこれを応援県に求めることができる。

2 応援県の職員は、胸章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(情報交換)

第7条 第5条各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として応援要請県が負担するものとする。

なお、応援職員の派遣に要する経費の額は応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

(2) 応援県は、応援要請県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとする。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請県の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請県がその賠償の責に任ずる。

2 前項の定めによりけがたいときは、両県が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この覚書は、平成9年1月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年12月26日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 志手 征吉

静岡県公営企業管理者

企業局長 藤木 紀男

19-7-6 東海四県及び名古屋市の工業用水道災害相互応援に関する協定

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業体)

第2条 応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

第3条 応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体(以下「応援主管事業体」という。)を決定する。

第4条 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供
- (2) その他被災事業体から要請のあった事項

(応援の要請)

第6条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

第8条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

第9条 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

第10条 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

(情報の交換)

第11条 各事業体は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成9年3月11日から施行する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 藤木 紀男

愛知県公営企業管理者

企業庁長 原田 昌衛

三重県公営企業管理者

企業庁長 増田 保正

名古屋市工業用水道事業管理者

企業局長 中野 道孝

19-7-7 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建設部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オプゾーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、山梨県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。

3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

【資料編Ⅱ】
(県生活排水課)

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
- (2) 下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
- イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

【資料編Ⅱ】
(県生活排水課)

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長
エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(広援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定されている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うものとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東

地方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第12条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第11条及び第11条に規定があるものとする。

(前線基地)

第13条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第12条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第4章 その他

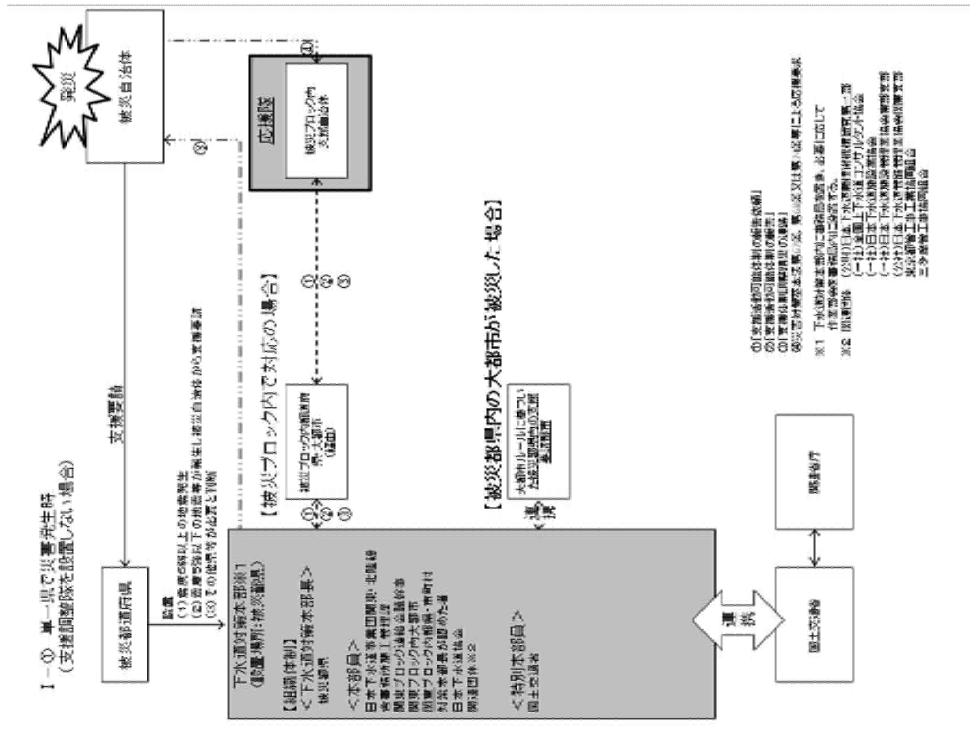
(ブロックルールの改定等)

第14条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

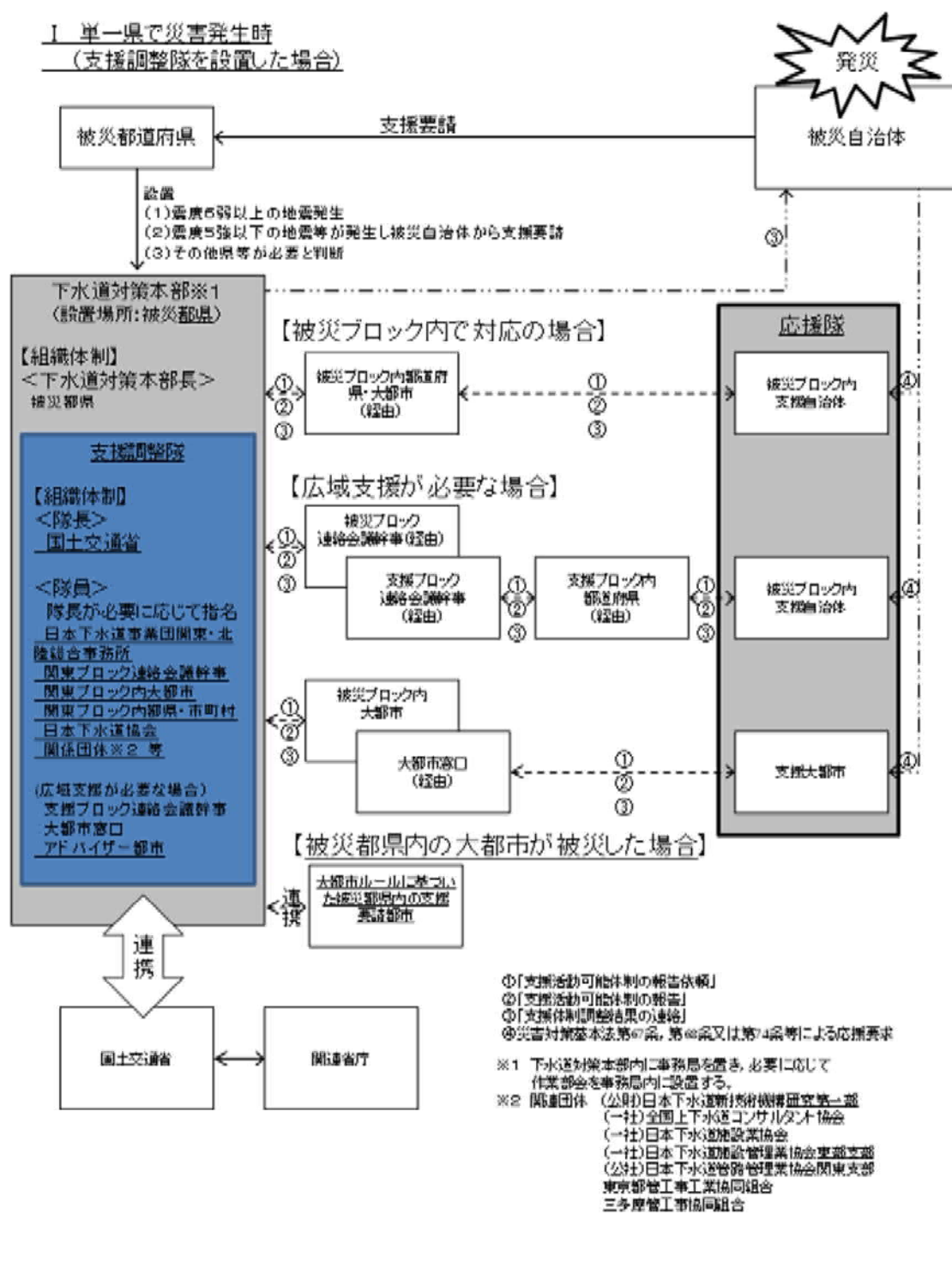
附則

- 1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成22年8月4日 一部改定
- 4 平成26年5月16日 一部改定
- 5 平成30年4月2日 一部改定

参考資料-1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



I 単一県で災害発生時
 (支援調整隊を設置した場合)



19-7-8 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（県生活排水課）

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大震災を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方や、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール）」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（以下「中部ルール）」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に生じた熊本地震（前震：4月14日、本震：4月16日）は、管路の破損や下水道処置場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

(1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

(2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号に掲げる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別紙1の通り）。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局（関東、北陸、中部、近畿地方整備局）

ウ 日本下水道事業団

エ（公社）*1 日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1（公社）は公益社団法人の略

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市*2の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に關し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない）。

※2：中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、岐阜県、岐阜県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市の各自治体である。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

(1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

(2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

- ① 幹事
ア オブザーバー以外の県
- ② 副幹事
ア 幹事及びオブザーバー以外の県
- イ 大都市
- ウ 日本下水道事業団
- エ 業界団体^{※3}

※3: 業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことという。

(3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

(4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

(5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

(6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

(7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

4 下水道対策本部の設置と解散

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道

対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。
なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事に設置する。

- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
- ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、別紙2に従い、幹事(被災県が幹事の場合副幹事)、及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事)は、別紙2に従い、その他構成員及び大都市連絡窓口に連絡するものとする。

(4) 本部長は、各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。また、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部長へ参集について連絡するものとする。

(5) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

- ① 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
- ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(6) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに本部長に連絡するものとし、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

(7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の組織

- (1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - ① 下水道対策本部長(以下「本部長」という。)
被災した区域を所管する県の下水道担当課長
なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。
 - ② 下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)
ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。
イ 本部長が必要と認めた者
 - ③ 下水道対策本部長(以下「本部長」という。)
ア ①、②を除く別紙1の構成員
イ 本部長が必要と認めた者
 - ④ 下水道対策特別本部員
ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)
イ 地方整備局(情報の集約)
- (2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。
 - ① 大都市連絡窓口
 - ② 他ブロック幹事
 - ③ 災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)
- (3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。
なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。
- (4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。
なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。
- (5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。
- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
 - ① 下水道対策本部の設置、解散に関すること
 - ② 被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
 - ③ 関係方面への情報提供に関すること。
 - ④ ブロック内被災自治体への支援に関すること。
 - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
 - イ 支援可能体制の把握
 - ウ 支援計画の立案
 - エ 中部ブロック構成員への支援要請
 - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
 - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
 - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
 - ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
 - ⑤ 広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
 - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
 - イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
 - ウ 中部ブロック構成員への支援要請
 - エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請
 - ⑥ 大都市ルールとの調整に関すること。
 - ⑦ その他支援の実施に必要な事項
- (3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。
- (4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

7 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体による支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

8 応援活動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

9 前線基地

(1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

(3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

(4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援す

る自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

10 その他

(1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

(2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

(3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づき職員を派遣する必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

(4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりやりたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

(5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は副本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。副本長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。

(6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール)を行うことができる。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

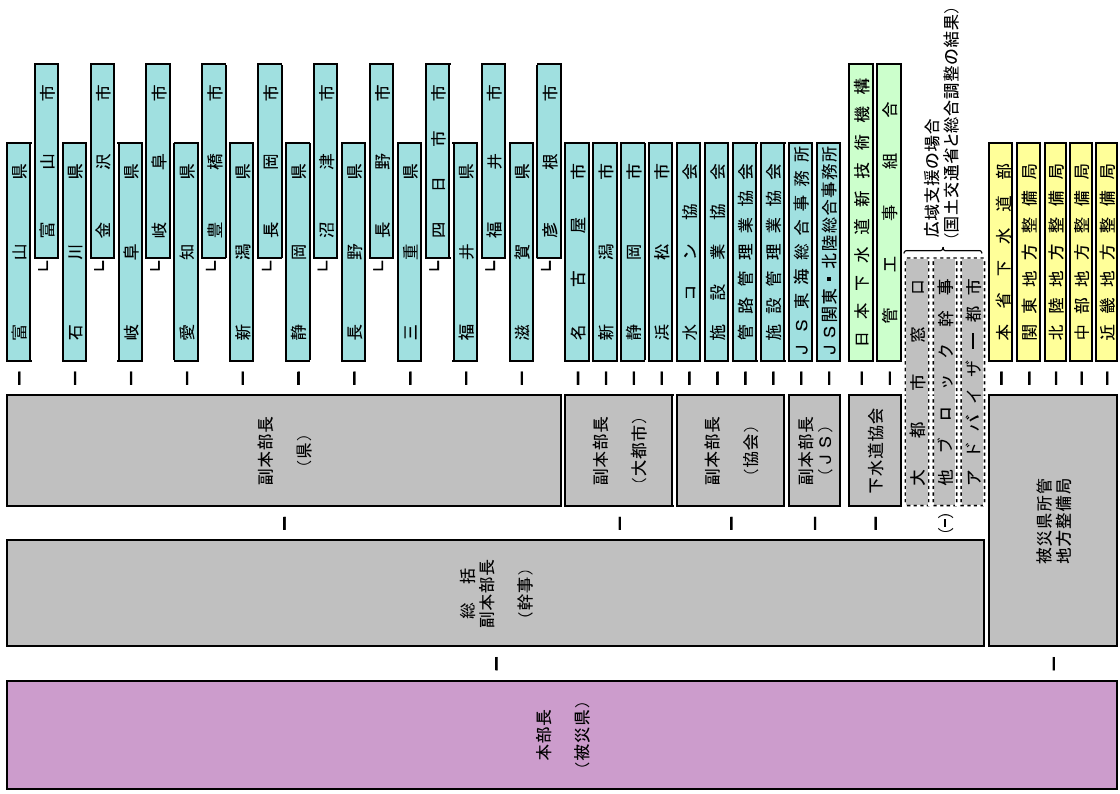
平成24年 8月24日 一部改正

平成29年 9月 6日 一部改正

平成30年11月 1日 一部改正

令和元年 9月 4日 一部改正

下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系

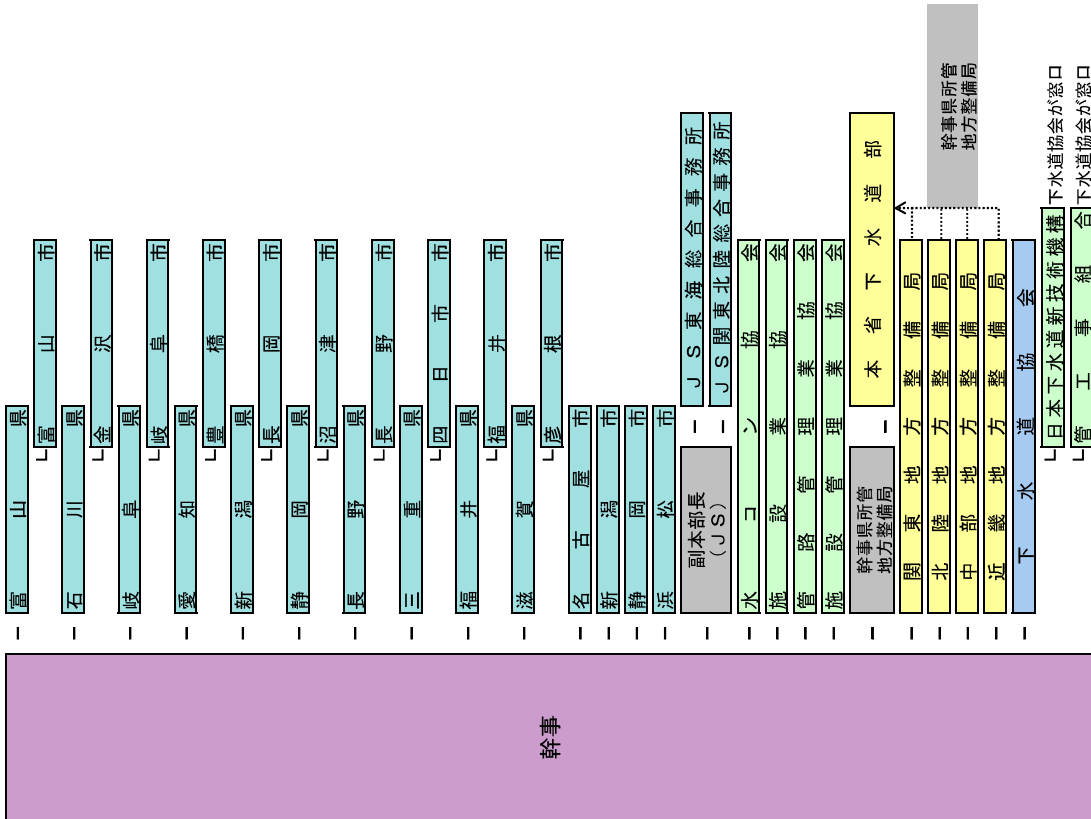


下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

【部局名の変更がありましたら修正願います。】

団体区分	団体名	担当部局名	概要		
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り		
	富山県	土木部都市計画課下水道班			
	石川県	土木部都市計画課			
	長野県	環境部生活排水課			
	岐阜県	都市建設部下水道課			
	静岡県	交通基礎部都市局生活排水課			
	愛知県	建設局下水道課			
	三重県	県土整備部下水道事業課			
	福井県	土木部河川課			
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課			
	名古屋市	上下水道局経営企画課		オブザーバー	
	大都市	新潟市		上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
		静岡市		上下水道部下水道計画課	
		浜松市		上下水道部下水道工事課	
長岡市		下水道課			
富山市		上下水道局経営企画課			
金沢市		企業局建設部維持管理課			
長野市		上下水道局			
岐阜市		上下水道事業部上下水道事業政策課			
沼津市		水道部下水道整備課			
豊橋市		上下水道局			
代表市	四日市市	下水道部	オブザーバー		
	福井市	下水道部			
	彦根市	上下水道部下水道建設課			
	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課			
	関東地方整備局	都市整備課			
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課			
	中部地方整備局	都市整備課			
	近畿地方整備局	都市整備課			
	東海総合事務所	施工管理課			
	関東・北陸総合事務所	施工管理課			
日本下水道事業団 (公社)	技術研究部技術指針課				
	研究第一部		日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。		
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)	(一社)全国上下水道コンサルtant協会 中部支部(水コン)協会		日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。		
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区(施設業協会)				
	(公社)日本下水道管理業協会 中部支部(管路管理業協会)				
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部(施設管理業協会)				

下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



19-8-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住まいづくり課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、静岡県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

第7条 丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県新市住宅部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第9条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第10条 乙は、本協定にかかるとこの業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成9年5月27日から適用する。

昭和54年11月19日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年5月27日

(甲)静岡県追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉 延

(乙)東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 辻 昇 平

19-8-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住まいづくり課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、静岡県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県都市住宅部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成9年5月27日から適用する。

2 昭和54年11月19日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年5月27日

(甲)静岡県追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

(乙)東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 辻 昇平

19-8-2 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県土木防災課)

(協定例)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)と社団法人〇〇建設業協会長(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港等の施設(以下「公共土木施設」という。)に被害が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事(以下「応急復旧工事」という。)により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者(以下「協力者」という。)を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者的の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者的の中から、災害応急復旧工事施工者(以下「施工者」という。)を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を送付するものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。
5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたときは甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成9年9月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県〇〇事務所長 ○○○○ 印

(乙) 社団法人〇〇建設業協会 会長 ○○○○ 印

19-8-3 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県企業局水道企画課)

静岡県企業局〇〇事務所長(以下「甲」という。)と社団法人〇〇建設業協会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により甲の所管する工業用水道、水道等の施設(以下「企業局管理施設」という。))に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て企業局管理施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事(以下「応急復旧工事」という。))により、企業局管理施設の損傷の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が企業局管理施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者(以下「協力者」という。))を各1名(以下「協定締結後速やかに甲に提出するものとする。))

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ、「資機材、編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域、被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれぞれに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が企業局管理施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者的の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の企業局管理施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当の中から、災害応急復旧工事施工者(以下「施工者」という。))を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があつたときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、企業局管理施設の機能確保に除る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材、編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特別報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書と通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県企業局〇〇事務所長 ○○○○ 印

(乙) 社団法人〇〇建設業協会長 ○○○○ 印

以下のとおり協定を締結している。

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
柿田川事務所	沼津建設業協会 三島建設業協会	平成9年3月14日 平成9年3月19日
富士川事務所	富士建設業協会 清水建設業協会 静岡建設業協会	平成9年3月17日 平成9年3月17日 平成9年3月17日
大井川事務所	島田建設業協会	平成9年3月31日
中遠事務所	袋井建設業協会 浜松建設業協会	平成9年2月28日 平成9年3月3日
西遠事務所	天竜建設業協会 浜松建設業協会	平成9年3月3日 平成9年3月3日

災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の協力を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとする

が、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

2 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第6条 甲は、受託者と速やかに随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

別 表

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

東部事務所長
西部事務所長

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 11 月 15 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県公営企業管理者 松下 育藏

(乙) 静岡市葵区伝馬町9番地の7
一般社団法人静岡県建設コンサルタンツ協会
会 長 森崎 祐治

災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な自然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。
2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を受託者に要請する

ことができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を甲あて書面にて適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月15日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県公営企業管理者 松下 育藏

(乙) 静岡市葵区伝馬町9番地の7
一般社団法人静岡県測量設計業協会
会 長 藤山 義彦

別 表

東部事務所長
西部事務所長

災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(応急業務協力者)

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる協会の協力を応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第4条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な地質調査等業務の実施を受託者に要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できそうな写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月15日

別表

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

東部事務所長

(乙) 静岡市葵区唐瀬1丁目17番34号

一般社団法人静岡県地質調査業協会

会 長 松浦 好樹

西部事務所長

災害時における災害復旧に係る支援業務委託に関する協定書

静岡県営企業管理者（以下「甲」という。）と公益社団法人上下水道コンサルタント協会中部支部長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管」という。）に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（支援協力の実施業務範囲）

第3条 乙の技術支援協力の内容は、甲が実施した被害状況の調査結果に基づき、企業局所管の施設における災害発生箇所又は災害が発生する恐れのある箇所に対して、甲が要請した範囲を基本とする。

（災害復旧業務に関する要請及び実施者の特定）

第4条 甲の乙に対する技術支援協力の要請は、協力内容を明らかにした書面により行う。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員の中から、技術支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲に通知するものとする。

4 甲は、乙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、書面により業務実施を要請するものとする。

5 なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項により甲がたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、業務着手後、速やかに書面により通知するものとする。

6 第4項の業務実施要請書は2通作成し、甲と業務実施者が各自その1通を保管するものとする。

7 甲は、業務実施要請書により協力者を実施要請を行ったときは、その状況を乙に通知するものとする。

8 災害の状況等やむを得ない状況により、会員が技術支援協力を実施できない場合において、この限りではないものとする。

（委託契約の締結及び費用負担）

第5条 甲は、業務実施者と業務内容及び範囲を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲の負担とし、業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づき費用を甲に請求するものとする。甲は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更の必要な事項が生じた場合は、甲は業務実施者と協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 大規模災害等において、業務実施者が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲及び業務実施者にて協議の上で決定するものとする。

（業務の報告）

第7条 業務実施者は支援業務が終了したときは、速やかに甲に対して書面をもって報告するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（労災及び損害補償など）

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告しなければならない。その措置について、甲および業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲は業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲および業務実施者が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

(甲) 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 愛知県名古屋市中区錦1-8-6 (ONEST名古屋錦スクエア)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

中部支部長

上田 直和

別表

(協定書第4条第2項に基づく甲に含まれる要請者)

静岡県企業局 東部事務所長

静岡県企業局 西部事務所長

19-8-4 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県生活排水課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人日本下水道管理業協会中部静岡岡部支部(以下「乙」という。))とは、大規模地震等で被災した下水道管路施設の応急対策業務に関する協定について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」「乙」及び被災市町村(以下「丙」という。))との協力のもとに、大規模地震等の下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速かつ的確に実施し、もって、下水道管路施設の早期機能回復など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した下水道管路施設の被災調査及び応急措置とし、甲又は丙が必要と認められた範囲とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、災害応急対策協力業者(以下「協力業者」という。)を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(支援の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めるとき、及び丙から協力業者の支援要請を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し支援要請書により支援を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく支援要請書を交わすものとする。支援要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5以上の地震が発生した場合、甲から支援態勢準備の要請があったものとみなし、支援態勢を整えるものとする。

4 乙は、支援の要請に備え、使用資機材の確保に努める。

(被災調査及び応急措置の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当業者を決定する。

2 担当業者は、甲又は丙の指示に従い、被災管路施設の調査に着手するものとする。

3 担当業者は、被災調査に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 担当業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、調査内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜調査の進捗状況及び完了を乙に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により支援要請した場合は、担当業者からの前条5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙から支援要請を受けた場合には、丙に対し担当業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力するものとする。

(乙から甲への報告)
第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、この協定に基づいて支援活動を行った時は、第5条第5項の報告を取りまとめ甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年 1月27日

(甲) 静岡県
都市住宅部長 佐藤 侃二

(乙) 社団法人日本下水道管理業協会
中部支部静岡岡部支部
部長 岡本 彦一

19-8-5 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県建築企画課)

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生の恐れがある場合の応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での被災建築物の緊急解体を迅速かつ的確に実施し、もって、住民の生命の安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した建築物の内、次の①又は②に該当する建築物で、甲又は丙が二次災害の発生の防止上、必要と認めた緊急解体工事とする。

- ① 避難地、避難路に面しているもので、住民の生命・身体に危害を生じる恐れがあるもの。
- ② 緊急輸送路等に面しているもので、救助・救援等の緊急交通に支障をきたす恐れがあるもの。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ、「資機材保有状況報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(出動の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めるとき及び丙より解体関係団体の派遣要請又は緊急解体の実施依頼を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し出動要請書により出動を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から出動態勢準備の要請があったものとみなし、出動態勢を整えるものとする。

4 乙は、出動の要請に備え、解体用重機の確保に努める。

(解体工事の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者を決定する。

2 担当施工業者は、甲又は丙の指示に従い、被災建築物の緊急解体工事に着手するものとする。

3 担当施工業者は、緊急解体に当たっては、別に定める「被災建築物緊急解体マニュアル」に基づき、業務を実施するものとする。

4 担当施工業者は、緊急解体工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

る。
5 担当施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

6 担当施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜緊急解体工事の進捗状況及び完成を乙に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により出動要請した場合は、担当施工業者からの前条第6項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙より派遣要請又は実施依頼を受けた場合には、丙に対し担当施工業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力をするものとする。

(乙から甲への報告)

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、第5条第6項の報告を取りまとめ甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から令和〇〇年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県知事 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

以下のとおり協定を締結している。

締結者（乙）		締結年月日
静岡県重機建設工業組合理事長	梅原 秀夫	平成14年5月28日
静岡県クレーン建設工業組合理事長	新村 政男	〃
(一社)静岡県解体工事業協会理事長	妻形 克和	平成21年10月1日

災害時における応急対策業務への協力に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、甲が所管する出光機関の長と乙の会員である各地区の建設業協会（以下「地区協会」という。）の長とが締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「地区協定」という。）に基づき実施する応急対策業務を補充し、円滑かつ有効に機能させるため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲は、甲が管理する公共土木施設の災害応急対策業務を実施するにあたり、乙に必要な協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

(協力の内容)

第2条 前条の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地区協定に基づく災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）だけでは当該協定に基づく地区内の応急復旧工事が円滑に実施できないと甲が認められる場合に、協力者の広域的なあつせんを行うこと
- (2) 地区協会の会員企業の被災状況等、甲が応急対策業務を推進するために必要な情報を収集し、提供すること

(資料の交換及び情報連絡)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次に掲げる資料を随時交換するものとする。

- (1) 各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料
 - (2) 地区協定の締結及び実施状況に関する資料
 - (3) その他、甲及び乙が必要と認める資料
- 2 甲及び乙は、予め連絡責任者を定め、必要な情報を速やかに連絡しあうものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

(協定の効力)

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成13年8月31日

(甲) 静岡県土木部長 山口



(乙) 社団法人静岡県建設業協会
会長 二宮 隆



19-8-7 災害時における住宅の早期復興に向けた協力をに関する協定書

(県住まいづくり課)

静岡県(以下「甲」という。)及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、静岡県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の県民への支援)

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(政策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

2 静岡県知事と住宅金融公庫南関東支店長との間で締結した平成15年8月1日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、本協定の適用をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月30日

(甲)静岡県静岡市追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙)東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

19-8-8 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書

(県土木防災課)
 静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。))と社団法人静岡県測量設計業協会会長(以下「乙」という。))とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等(以下「公共土木施設」という。))に災害が発生した場合はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務(以下「測量設計等業務」という。))の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)
 第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)
 第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急業務協力者)
 第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者(以下「協力者」という。))とする。

第4条 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。
 第5条 乙は、協力者ごとの災害時の業務実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

第6条 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(待機要請)
 第7条 甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

第8条 甲が前項により甲の事務所又は支所における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)
 第9条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

第10条 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)
 第11条 受託者は、前条の規定による甲の要請があつたときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

第12条 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

第13条 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

第4条 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

第5条 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

(業務委託契約の締結)
 第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)
 第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)
 第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)
 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年 月 日

(甲)〇〇市〇〇町〇番〇号
 静岡県〇〇事務所長 〇〇〇 印

(乙)静岡市常盤町2丁目13番4号
 社団法人静岡県測量設計業協会長
 〇〇〇 印

19-8-9 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書

(興廃棄物)サイクル圏

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害等により自前努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理・支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、轄区域内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第201号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、轄区域内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次の掲げる行為をいう。

- (1) 施設又は業務の提供又はあっせん
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
- (4) 前号より定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において「受援市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を要請、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等が構成される区域をいう。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

(援助要請)

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では、一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を轄区域(以下「県」という。)に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次の掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
- (2) 援助を要する場所及び期間
- (3) 必要とする施設又は業務内容
- (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
- (5) 必要とする人員
- (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要な事項

(県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認められるときは、前条第1項の規定による要請に応じて適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受援市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、援助が実施された後、要請市町村及び受援市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村は、要請市町村が援助を開始した後も、速滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力の要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づき援助を実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を府するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関する情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あっせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づき援助を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に必要事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結証書するため、本書 100 通を印刷、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 30 日

(協定者)

静岡市～浜東町圏衛生施設組合

(立会者)

静岡県

別表

圏域名	構成市町村等
南伊豆	下田市 東伊豆町 浜町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆蔵生プラント組合 東河津球センター 西豆蔵生プラント組合
駿豆	浜津市 御殿場市 裾野市 小山町 長泉町 清水町 御殿場市-小山町広新行政組合 裾野市長浜清池施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韮山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南前広新行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 藤原郡牧野衛生組合 藤枝市 焼津市 岡部町 大井町 志太広域事務組合
志太嶺原	豊田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 橋原町 吉田町 豊田市-北嶺原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 豊田・嶺原地区広域町村圏組合 吉田町嶺原町広域施設組合
中東遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生施設組合 豊田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町 豊岡村 中遠地区広域町村圏事務組合 豊岡行政組合 袋井市藤岡浅羽広域行政組合
西北遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 海西市 新居町 舞鶴町 雄勝町 細立町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域町村圏事務組合 引佐郡広域施設組合 海西市-新居町広域施設組合 海東町衛生施設組合

19-8-10 静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書

(県県民生活課)

静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、静岡県震災復興相談センター設置・運営要領(以下「要領」という。)第 11 条の規定に基づき開設された震災復興相談センター(以下「センター」という。)において、災害応急対策として実施する相談業務に従事する者(以下「相談業務従事者」という。)の派遣及び取扱いに関し、静岡県地震対策推進条例(平成 8 年静岡県条例第 1 号。以下「条例」という。)第 35 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲が開設するセンターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

(相談業務従事者登録名簿の提出)

第 2 条 乙は、協定締結後速やかに、相談業務従事者登録名簿(様式第 1 号)を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の名簿を甲に提出するものとする。

(相談業務従事者の派遣)

第 3 条 乙は、甲から相談業務従事者派遣の要請を受けた場合は、速やかに相談業務従事者派遣名簿(様式第 2 号)を甲に提出するとともに、相談業務従事者をセンターに派遣するものとする。

2 乙は、前項の名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の相談業務従事者派遣名簿を甲に提出するものとする。

(派遣期間)

第 4 条 相談業務従事者の派遣期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(相談業務従事者の業務)

第 5 条 相談業務従事者は、要領第 13 条の規定に基づき、相談業務を実施するものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、相談業務実施状況報告書(様式第 3 号)により、派遣先センターを開示している災害対策支那長へ定期的に報告するものとする。

(費用負担)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定により派遣された相談業務従事者に係る旅費及び人件費は、乙の負担とする。

(補償)

第 7 条 甲は、第 5 条第 1 項の相談業務の実施に当たり、相談業務従事者が損害を受けた場合、又は他人に損害を加えた場合は、条例第 34 条の規定に基づき、その損害を補償する。

(相談内容の責任)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、乙は、自らが派遣した相談業務従事者が実施した相談業務における相談の内容については、その責任を負う。

(協定の適用)

第 9 条 この協定は、平成〇年〇月〇日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定を延長するものとし、その後また同様とする。

(疑義の解決)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成〇年〇月〇日

(甲)静岡県知事

石川 嘉延

(乙)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)	締結年月日	適用年月日(第9条第1項関係)
社団法人日本損害保険協会 常務理事 竹中賢太郎	平成 14年 7月 3日	平成 14年 8月 1日
社団法人生命保険協会静岡県事務室 室長 滝口哲夫	平成 14年 8月 2日	平成 14年 9月 1日
静岡県電機商業組合 理事長 福世文司	平成 14年 9月 18日	平成 14年 10月 1日

様式第 1 号

年 月 日

相談業務従事者登録名簿

協力機関名
所在地 下
担当者名
電話番号 FAX番号

派遣予定センター名	支部・職名等	氏名	備考
合計人数		人	

様式第 2 号

年 月 日

相談業務従事者派遣名簿

協力機関名
所在地 下
担当者名
電話番号 FAX番号

派遣センター名	支部・職名等	氏名	備考
合計人数		人	

様式第 3 号

派遣先

年 月 日

相談業務実施状況報告書

協力機関名 記入者氏名

相談期間 年 月 日 ~ 年 月 日

主な相談内容	件数		
	電話	来所	文書
合計件数			

<記入上の注意>

- 1 本報告書は、1週間毎に提出してください。
- 2 相談内容から特に重要と判断される場合は、上記の期間にかかわらず、任意様式により具体的内容を報告してください。

19-8-11 生活福祉資金の貸付けの特例措置に関する協定

(県地域福祉課)

(趣旨)

第1条 静岡県(以下「甲」という。)、株式会社静岡銀行、株式会社駿河銀行及び株式会社清水銀行(以下合わせて「乙」という。並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。))とは、大規模な災害が発生した場合における生活福祉資金貸付金(以下「貸付金」という。))の交付に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力依頼)

第2条 甲及び丙は、大規模な災害が発生し厚生労働大臣が生活福祉資金の貸付けの特例措置を講じた場合、丙が貸付けを決定した者に対する貸付金の交付を迅速かつ円滑に実施するため、乙に対し協力を依頼し、乙はこれに協力するものとする。

(手続)

第3条 乙は、前条の協力依頼があった場合、乙の各支店の資金交付状況のとりまとめ、貸付金の決済等を行うため、速やかに乙それぞれの取りまとめ店(以下「乙の取りまとめ店」という。)を設置するものとする。

第4条 貸付金の交付に伴う窓口を静岡県内の各市町村社会福祉協議会に設置し、同市町村社会福祉協議会を通じて、受付窓口付近の乙の支店の被害状況を確認するものとし、乙は、甲及び丙から協力依頼のあった事務を取扱う支店(以下「乙の取扱店」という。))を設置するものとする。

第5条 乙の取扱店の設置状況等をもとに貸付額を推計し、乙の取りまとめ店の口座に貸付金を預託するものとする。

(費用の負担)

第6条 貸付金は、国の実施通知等に基づき甲が借置するものとする。

第7条 貸付金の交付に伴う振込手数料及び貸付金引換証の交換手数料は、丙が負担するものとし、別に定めるものとする。

(貸付金の交付方法)

第8条 貸付金の交付は、原則として、丙が貸付けを決定した者の指定する口座へ振込みの方法により行うものとする。ただし、丙が貸付けを決定した者が金融機関に口座を有していない等、振込みの方法による貸付金の交付が困難な場合は、丙は、貸付けを決定した者に別に定める様式による貸付金引換証を交付するものとする。

第9条 前項ただし書の場合においては、乙の取扱店は、貸付金引換証及び別に定める身分を証明するものにより、丙が貸付けを決定した者であることを確認の上、貸付金引換証と引換えに現金を交付するものとする。

(貸付金の決済)

第10条 乙の取扱店は、前条の方法により交付した貸付金の件数と金額を毎日取りまとめ、同日中に乙の取りまとめ店に請求するものとする。

第11条 乙の取りまとめ店は、乙の取扱店から請求のあった一日分の貸付金の件数と金額を集計し、丙に報告の上、丙が乙の取りまとめ店に貸付金を預託した口座から当日中に貸付金を決済するものとする。

第12条 乙は、貸付金交付期間終了後、貸付金交付件数及び金額を集計し、貸付金引換証を添付して丙に報告するものとする。

(免責)

第13条 乙は、丙と丙が貸付けを決定した者との債権債務関係及びその他の紛議については、一切の責任を負わないものとする。

第14条 乙が第5条第2項に基づき現金を交付した場合、交付を受けた者が、丙が貸付けを決定した者でなかった場合でも、乙の現金交付は有効とみなし、乙は、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合を除くものとする。

第15条 乙は、天災地震その他不可抗力により本協定を履行できなかつた場合、当該不履行に基づき一切の責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲、乙及び丙は、本協定における業務上知り得た秘密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらなければならないものとする。

(連絡責任部署)

第17条 第2条の規定による協力依頼及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲の連絡責任部署は健康福祉部地域福祉室、乙の連絡責任部署は、株式会社静岡銀行にあっては法人部公務渉外グループ、株式会社駿河銀行にあっては営業本前業務渉外、株式会社清水銀行にあっては支店営業部、丙の連絡責任部署は地域福祉部とする。

(雑則)

第18条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、実施要領に定めるものとする。

第19条 この協定及び前項の実施要領に定めのない事項並びに疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙のいずれか又は丙から、他の契約当事者に対し、有効期間満了の日の1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き継ぎ1年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書5通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年8月27日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡市呉服町1丁目10番地

株式会社静岡銀行

取締役頭取 松浦 康男

沼津市通横町23番地

株式会社駿河銀行

取締役社長 岡野 光喜

静岡市清水富士見町3番1号

株式会社清水銀行

取締役頭取 伊藤 高義

(丙) 静岡市駿府町1番70号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会長 上島 清介

19-8-12

(県土木防災課)

静岡県防災エキスパートの活用に関する協定書

静岡県土木部長(以下「甲」という。)及び静岡市都市住宅部長(以下「乙」という。)
とNPO法人静岡県地域づくり研究会理事長(以下「丙」という。)とは、丙が設置する静
岡県防災エキスパート(以下「防災エキスパート」という。)の活用について、次のとおり
協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 甲及び乙は、静岡県が管理する別表に掲げる公共土木施設等の損傷又は危険箇所の
情報収集及び大規模災害時における被災箇所の情報収集を、円滑かつ効率的に実施する
ため、NPO法人静岡県地域づくり研究会に委託した防災エキスパートを活用し、事故
の未然防止及び的確な災害対策の推進並びに被災地域の早期復旧を図る。

(活動の内容)

第2条 防災エキスパートは、自己の責任において、平常時及び大規模災害発生時に次に掲
げる活動を行い、当該施設を管理する事務所の長(以下「事務所長」という。)に通報す
るものとする。この場合において、大規模災害発生時は、静岡県内で気象庁が震度6
弱以上を発生した時及び地震、風水害等により大規模な災害が発生した時をいう。

- (平常時)
 - (1) 防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等について、損傷状況の把握を行う。
 - (2) 事務所長の要請により、公共土木施設等に関する損傷状況の調査を行う。
 - (大規模災害発生時)
 - (1) 防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等又は当該施設等の周辺の被災状況の把握を行う。
 - (2) 事務所長の要請により、公共土木施設等に関する被災状況の調査を行う。

(費用の負担)

第3条 前条に規定する活動に係る費用は、丙が負担するものとする。

(疑義の解決)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その部署甲
乙丙協議して定めるものとする。

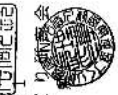
上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自
その1通を所持する。

平成17年4月18日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
土木部長 古川 博

乙 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
都市住宅部長 村松 博

丙 静岡市葵区権名1丁目13-3
NPO法人静岡県地域づくり研究会
理事長 鈴木 尚



別表(第2条関係)

公共土木施設等

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 海岸
- (4) 砂防
- (5) 急傾斜
- (6) 地すべり
- (7) 養護
- (8) 公園
- (9) 下水道
- (10)

(1)～(9)に掲げるもののほか、これらに類する施設

19-8-15 災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、災害時に市町が行う家屋被害認定調査(以下「認定調査」という。)の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

(認定調査への協力)

第1条 乙は、県内に災害が発生し、市町が実施する家屋の被害認定業務に関し、甲又は市町から応援要請があった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市町との協定締結)

第2条 乙は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。
2 甲は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

(研修会の開催)

第3条 甲は、家屋被害認定業務に関する知識、技術の習得を目的として、乙の会員及び市町の職員を対象とした研修会を年1回開催するものとする。

2 乙は、甲又は市町の開催する研修会に乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(甲の条例、規則等を含む。)に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年 1月23日

静岡県葵区追手町9番6号

甲

静岡県知事

静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

乙

静岡県土地家屋調査士会

会長

19-8-16 災害時における地質調査等業務委託に関する協定書

(県土木防災課)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)&静岡県地質調査業協会会長(以下「乙」という。)&とは、地震、津波及び風水害等、により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等(以下「公共土木施設」という。))に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急業務協力者)

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者(以下「協力者」という。)&とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者ごとの災害時の業務実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(待機要請)

第4条 甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により甲の事務所又は支所における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)

第5条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、地質調査等業務実施要請書(以下「要請書」という。))により必要な地質調査等業務の実施を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を送るものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務委託契約の締結とするとともに、業務内容が判定できそうな写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

5 受託者は、業務委託契約の締結とするとともに、業務内容が判定できそうな写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年9月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年 月 日

(甲)〇〇市〇〇町〇番〇号

静岡県〇〇事務所長 〇〇〇 印

(乙)静岡県葵区唐瀬1丁目17番34号

静岡県地質調査業協会会長

〇〇〇 印

19-8-17 災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書

(県土木防災課)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)&社団法人静岡電業協会会長(以下「乙」という。)&とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港などの公共土木施設及び庁舎などの電気設備、電気器具及び配線等(以下「電気設備」という。)&に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て電気設備の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による応急復旧工事により、電気設備の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急対策協力者(以下「協力者」という。)&とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者ごとの災害時の応急工事実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合には、管内を複数の被災情報収集区域に分割する。

2 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者(以下「区域担当者」という。)&が電気設備の被害状況を調査する区域とし、甲はあらかじめ協力者の中から区域担当者を選び、個々の電気設備あるいは区域を特定し、被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被害状況の報告)

第5条 区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する電気設備の被害状況を調査して、甲に報告するものとする。

2 甲は、あらかじめ協力者に対し書面にて被害状況の報告先を示しておくものとする。

(工事実施要請)

第6条 甲が緊急に応急復旧工事を必要とし、協力者の中から当該工事の施工者を決定した場合は、電気設備工事実施要請書(以下「要請書」という。)&により必要な応急復旧工事の施工を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と施工者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等による通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(工事の実施)

第7条 施工者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の範囲は、災害を受けた電気施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 施工者が当該工事を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該工事の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事の内容が判定できるよう写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲へ報告書にて提出するものとする。

(工事請負契約の締結)

第8条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第9条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年 月 日

(甲)〇〇市〇〇町〇番〇号

静岡県〇〇事務所長 〇〇〇 印

(乙)静岡県駿河区泉町3番3号マルコムビル3F

社団法人静岡電業協会 会長 〇〇〇 印

19-8-18 災害時における法面応急対策業務に関する協定書（雛形）

静岡県○○○事務所長（以下「甲」という。）と社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害等により甲の所管する公共土木施設（災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条に規定する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）等に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の法面応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）、静岡県地震防災対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）及び災害対策基本法第40条に定める静岡県地震防災計画に基づき災害発生時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ要請による法面応急対策工事により、甲の所管する公共土木施設等の機能確保及び回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法第23条第1項に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天候現象によるもののうち甲が必要と認める場合の災害とする。

（協力者）

第3条 社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部の委員のうち、静岡県内に営業所を有する者であつて、この協定に賛同できる者を協力者とする。
2 乙は、協力者の募集を行い、協力者の確保に努めるものとする。
3 乙は、協力者間の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を、甲に提出するものとする。
4 前項の規定による名簿等の提出時期は、甲から特別の指示がある場合を除き、9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、その都度遅やかに提出するものとする。

（要請及び応諾）

第4条 甲は、緊急の必要がある場合には、協力者の中の内、いずれかの者に対し、現場状況確認又は法面応急対策工事の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた者は、やむを得ない理由がない限り、応諾するものとする。

3 前2項による要請及び応諾は、別に定める要請書及び応諾書を2通作成することによるものとし、甲及び要請を応諾した者（以下「応諾者」という。）が各自その1通を保管するものとする。

4 前項の要請及び応諾は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく別に定める要請書及び応諾書を交わすものとする。

5 応諾者は、甲の指示に従い、速やかに現場状況確認又は必要な法面応急対策工事に着手するものとする。

（現場状況確認）

第5条 現場状況確認は、応諾者の無償協力により実施するものとする。

2 応諾者は、現場状況確認の実施結果について、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（法面応急対策工事）

第6条 応諾者が実施する法面応急対策工事の範囲は、公共土木施設等の機能確保及び回復に係る必要最小限の工事とする。

2 応諾者は、当該工事の実施にあたり、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。この場合において、応諾者は、当該工事の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

3 応諾者は、当該工事業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

4 応諾者は、次条に規定する工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判明できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜工事の進捗状況及び完成を、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第7条 甲は、前条第4項の資料等を基にして、速やかに応諾者との間で、締結契約により当該法面応急対策工事の請負契約を締結するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定において規定された書類の様式や実施に關する細目は、別に定める実施細目によるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(異議の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して紛争が生じたときは、その紛争甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 月 日

(甲) ○○市○○町○番○号

静岡県○○○事務所長 ○○○○ 印

(乙) 愛知県名古屋市中村区畑元通4丁目22番地

社団法人 全国特定法面保護協会

中部地方支部長

伊藤 務 印

19-8-19 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年3月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 柴山 文夫

19-8-20 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)&全日本葬祭業協同組合連合会(以下「乙」という。)&とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)&における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年 3 月 25 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都千代田区九段北4丁目1番3号
全日本葬祭業協同組合連合会
代表理事 松井 昭憲

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(以下「協定」という。)第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺及び葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺(付属品を含む。)
- (2) ドライアイス等遺体の一時保存に必要な用品
- (3) 骨つぼ及び骨箱

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては静岡県厚生部生活衛生局長、乙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会代表理事とする。

(要請手続)

第4条 甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第10条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

団体名

協力要請書(第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名	氏名	FAX 番号
口頭、電話等による要請の日時	連絡先電話番号	年 月 日	
要請理由	時 分		
要請内容			
履行の場所			
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日	年 月 日	
備考	期間： 年 月 日	～	年 月 日

注：「要請内容」には、棺及び葬祭用品の必要数、提供を必要とする役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別必要台数等を記載すること

様式2 (第8条関係)

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

業務実績報告書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請番号及び日時	年 月 日	付 第 号 (第 報)
報告担当者	職名	氏名
実施業務内容	連絡先電話番号	FAX 番号
従事者名	別添名簿のとおり	
履行の場所		
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日	年 月 日
備考	期間： 年 月 日	～

注：「実施業務内容」には、棺及び葬祭用品の供給数、提供した役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別提供台数等を記載すること

19-8-21 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県農協葬祭事業連絡協議会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を所持する。

平成24年5月18日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目3番23号

静岡県農協葬祭事業連絡協議会

会長 小野 敏彦

19-8-22 災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と一般社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における遺体搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体搬送
- (2) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年9月6日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都新宿区四谷四丁目14番
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鏗

19-8-23 災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書 (県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)、ドライアイスメーカー会(以下「乙」という。))及び全日本ドライアイスメーカー会(以下「丙」という。))とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。))における遺体の一時保存用ドライアイス(以下「ドライアイス」という。))の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時にドライアイスを市間に供給する必要がある場合は、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、速断の上、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(輸送体制の確保)

第4条 ドライアイスの搬送は、丙が行うものとし、甲は、丙によるドライアイスの搬送が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第5条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、丙が代表して、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙及び丙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙及び丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、丙が代表して、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、丙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(支拂体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年8月20日

甲 静岡県静岡市葵区道手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都港区新橋4丁目23番4号
(エア・ウォーター炭酸株式会社内)
ドライアイスメーカー会
会長 岩本 満

丙 東京都港区西新橋1丁目16番7号
(日本液炭株式会社内)
全日本ドライアイスディーラー会
会長 鯛島 洋三

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力の協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力の協定書(以下「協定」という。)第11条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあってはドライアイスメーカー一般会事務局、丙にあっては全日本ドライアイスデパートラー一般会事務局とする。

(要請手続)

第3条 甲から乙及び丙への協力の要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙及び丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙及び丙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第5条 乙及び丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙及び丙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第6条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙及び丙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第7条 協定第5条に規定する丙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により丙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第8条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第9条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第報)

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名	氏名	FAX番号
口頭、電話等による要請の日時	連絡先電話番号	年 月 日	
要請理由	時 分		
要請内容			
履行の場所			
履行の期日又は期間	期日:	年 月 日	
備考	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日	

注:「要請内容」には、ドライアイスの必要量を記載すること

様式2(第7条関係)

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

団体名

業務実績報告書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請番号及び日時	年 月 日付	第 号(第報)
報告担当者	職名	氏名
実施業務内容	連絡先電話番号	FAX番号
従事者名	別添名簿のとおり	
履行の場所		
履行の期日又は期間	期日:	年 月 日
備考	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日

注:「実施業務内容」には、ドライアイスの供給量等を記載すること

19-8-24 災害又は事故における応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と
 静岡県交通基盤部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を行い、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、連合会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第9条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第4条 甲は、応急対策業務が必要な箇所に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

（出動要請）

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。

4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

（応急対策業務の実施）

第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。

3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できている写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（請負契約等の締結）

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 月 日

（甲）静岡県静岡市葵区道手町9番6号

静岡県交通基盤部長 森山 諒二

（乙） 社団法人日本建設業連合会中部支部

社団法人日本海上起重技術協会中部支部

（順不同）

別 表

下田土木事務所長	下田土木事務所長
熱海土木事務所長	熱海土木事務所長
沼津土木事務所長	沼津土木事務所長
富士土木事務所長	富士土木事務所長
静岡土木事務所長	静岡土木事務所長
島田土木事務所長	島田土木事務所長
袋井土木事務所長	袋井土木事務所長
浜松土木事務所長	浜松土木事務所長
清水港管理局長	田子の浦港管理事務所長
焼津漁港管理事務所長	清水港管理局長
御前崎港管理事務所長	焼津漁港管理事務所長
静岡空港管理事務所長	御前崎港管理事務所長
	静岡空港管理事務所長

19-8-25 災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と
 静岡県交通安全課長（以下「乙」という。）と
 地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する橋梁等（以下「橋梁」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て橋梁の被災状況調査及び災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を実施することにより、橋梁の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務の種類）

第3条 応急対策業務の種類は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定、対策工の検討、被災した橋梁の応急復旧工事、応急復旧用仮設橋の確保その他橋梁の応急対策に特に必要な業務とする。

（応急対策業務協力者）

第4条 乙の協力を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。ただし、協力者のうち、対策工の検討、応急復旧工事を行う者は、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けた者とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第10条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第5条 甲は、応急対策業務が必要な箇所状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

3 甲は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定を広域的に行う必要がある場合には、乙にこれを施行させることができる。

（出動要請）

第6条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交わすものとする。

4 出動要請書は甲及び乙の施行者が各自その1通を保管するものとする。

（応急対策業務の実施）

第7条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、橋梁の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（請負契約等の締結）

第8条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施規定）

第9条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
 静岡県交通基盤部長 森山 誠二

(乙) 社団法人日本橋梁建設協会事務局
 社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部
 (順不同)

別表

下田土木事務所長
 熱海土木事務所長
 沼津土木事務所長
 富士土木事務所長
 静岡土木事務所長
 島田土木事務所長
 袋井土木事務所長
 浜松土木事務所長
 田子の浦港管理事務所長
 清水港管理局長
 焼津漁港管理事務所長
 御前崎港管理事務所長
 静岡空港管理事務所長

19-8-26 災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

(県土木防災課)

静岡県交通基盤部長(以下「甲」という。)>一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会長(以下「乙」という。)>は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等(以下「公共土木施設等」という。)>に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務(以下「設計等業務」という。)>の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(応急対策業務協力者)

第3条 乙の協力を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者(以下「協力者」という。)>とする。

第4条 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿(以下「名簿等」という。)>を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

第5条 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

第6条 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

第7条 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第8条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

第9条 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

第10条 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自の1通を保管するものとする。

第11条 第1項の要請は、緊急を要する場合においては電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第12条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

第13条 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

第14条 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の間係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

第15条 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

第16条 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面であらためて甲に報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第17条 甲は、受託者と速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部長 森山 誠二

(乙) 静岡市駿河区南町5番3号
一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会長 齋 秀

別表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

19-8-27 災害時における社団法人隊友会静岡県隊友会の協力に関する協定

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人隊友会静岡県隊友会(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、静岡県内において、地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害時等における協力(以下「協力」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(自主的な災害情報収集協力)

第2条 乙は、自主的な協力として、次の情報を甲に提供するための活動を行う。

- (1) 災害に結びつく異常兆候情報
 - (2) 大規模地震予知等の段階における県民の生活に関する情報
 - (3) 災害発生時における被害情報、救援情報等
 - (4) その他必要と認められる情報
- 2 前項に定める乙の活動は、会員の周知において確認、聴取等により収集可能な情報とする。

(依頼による協力)

第3条 甲は災害時等において、必要があると認めるときは、次に定める協力を乙に依頼することができるものとする。

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく災害応急対策に必要な援助
 - (2) その他必要と認められる業務
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがない場合は、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲の依頼に基づき、可能な範囲において協力に応ずるものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなった場合は、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第4条 乙は、甲の依頼を受けて協力する乙の会員に対し、その活動に当たり、安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(経費の負担)

第5条 乙が協力をを行うために要した経費については、乙の負担とする。

(訓練等)

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に可能な限り参加するものとする。

2 隊友会会員が訓練に参加するための経費は、乙の負担とする。

3 甲は、平素から協力実施に関する情報の提供その他乙に必要な支援を行うものとする。

(事故発生時の責任)

第7条 乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じ「ボランティア活動保険」等に参加し、乙の会員に事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 4月 2日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

乙 静岡県静岡市駿河区下川原5丁目35番9号
社団法人隊友会静岡県隊友会

会長

19-8-28 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づき民間協力の一環として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力を要するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名称

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、社団法人静岡県宅地建物取引業協会事務局とする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（施行）

第8条 この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を所持する。

平成19年3月30日

(甲) 静岡県知事

石川 森

(乙) 社団法人静岡県宅地建物取引業協会

市川 直克



19-8-29 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会静岡県本部（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づき民間協力の一環として、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条

乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条

乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第5条

甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名称

(連絡窓口)

第6条

この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり課、乙においては、社団法人全日本不動産協会静岡県本部事務局とする。

(協議事項)

第7条

この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条

この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年3月30日

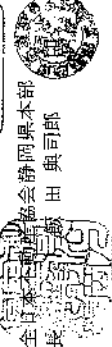
(甲) 静岡県知事

石川 嘉 雄



(乙) 社団法人全日本不動産協会静岡県本部

木部長 出 典 司 郎



依頼通知

静岡市都市局建築部長
浜松市建築住宅部長 様

住 づ 第 4 8 8 号
公 住 第 3 2 4 号
平 成 21 年 3 月 18 日

静岡県県民部理事兼建築住宅局長

大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について

日頃より、本県の建築住宅行政の推進に御協力いただきまして、ありがとうございます。
さて、本県では、東海地震等大規模災害時における建築関係対策の迅速性や効率性等を確保するため、昨年度から「建築関係職員の大規模災害時における対応方針」の策定に向け検討しているところですが、検討に当たっては、大規模災害時に必要とされる建築関係業務について詳細な洗い出しや過不足が生じる職場間の協力体制の整備、調整等の作業を行っており、業務全体を通じて県建築関係職員だけでは大幅な人員の不足が確認されたため、その業務の一部を政令市や建築関係各種団体への協力依頼を実施方針に盛り込むよう検討中であり、あります。

なかでも、応急仮設住宅の建設については、被災者の生活の安定を確保するため迅速に実施すべき業務であり、東海地震第3次被害想定では、県全域で約5.4万戸の建設が必要とされており、県職員だけではその遂行は困難であり、貴市の協力が不可欠と考えております。

つきましては、貴市の下記業務への協力を係る御意見について、年度末の大変お忙しい中申し訳ありませんが、平成21年3月27日までに御回答願いたくよろしくお願いいたします。

記

- 1 業務の内容
各政令市内における応急仮設住宅の建設に係る工事監理及び検査業務

(参考)東海地震第3次被害想定による応急仮設住宅必要戸数

項 目	第3次被害想定による 応急仮設住宅必要戸数
静岡市	20,071 戸
浜松市	7,695 戸

※自宅建物が中破の場合等

担 当 住まいづくり室
公営住宅室
電 話 054-221-3080、3087

回答

20 静岡建建総第2026号
平成21年3月30日

静岡県県民部理事兼住宅局長 様

静岡市都市局建築部長

大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について (回答)

平成21年3月18日付け、大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について回答します。
大規模災害時における静岡市建築部の役割は、まず被災した建築物による二次災害を防ぎ、安全な避難所の確保、市民生活の復旧に迅速に対応することです。その後段階ごとに応急活動、復旧支援を行う中で、静岡県、関係機関との連携により応急仮設住宅建設を進めてまいります。

静岡市都市局建築部
建築総務課 総務企画担当
電話 054-221-1050

浜 建 住 9 1 4 号
平 成 2 1 年 3 月 2 6 日

静岡県県民部理事兼建築住宅局長 様

浜松市建築住宅部長

大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について (回答)

平成21年3月18日付け住づ第488号、公住第324号にて業務協力依頼のありました、大規模災害時における応急仮設住宅の建設に係る工事監理及び検査業務につきまして下記のとおり回答します。

記

応急仮設住宅の建設に係る工事監理及び検査業務を、県からの依頼を受け浜松市において行なうことを承いたします。

建築住宅部住宅課

19-8-31 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき、災害時における木造応急仮設住宅の建設に關して、静岡県（以下「甲」という。）が静岡県木造応急仮設住宅建設協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設のうち、木造応急仮設住宅をいう。

(要請の手續)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、電話等により乙に連絡することができる。この場合において、甲は当該連絡の後、速やかに前項の文書を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の構成団体の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行う等可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下この条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。この場合において、丙は甲と協議の上、静岡県産材を優先的に使用するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲（甲が支払の業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下この条において同じ。）が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅の建設の終了後に検査を行い、当該住宅の建設の終了を確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に定める事項に関する連絡窓口は、甲にあっては静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課、乙にあっては一般社団法人全国木造建設事業協会静岡県協議会とする。（報告）

第8条 乙は、住宅の建設について協力することができる生産能力及び建設能力等の範囲について、毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、この協定に係る業務を担当する者（以下「担当者」という。）の名称及び乙に加盟する団体の会員（以下「会員」という。）の名称を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成25年4月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成25年4月9日

甲 静岡県知事

川勝平太

乙 静岡県木造応急仮設住宅建設協議会

構成団体 静岡県木造応急仮設住宅建設協議会 会長
一般社団法人全国木造建設事業協会
静岡県協会 会長

大瀧功
小林明也

静岡県木造建築工業組合
理事長

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
静岡県支部 支部長

中村成男

一般社団法人日本木造住宅産業協会
静岡県支部 支部長

菊池行恒

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための成高的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認められる場合、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（東京都にあっては、関係団体）に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の他の県からの要請を受けた東京都は、公益社団法人東京共同住宅協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

(協力)

第3条 関係団体は、前条の規定に基づき都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

(都県の役割)

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に關する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
 - 三 応急借上げ住宅の入居許可及び退居に関すること
 - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
 - 五 その他関係者との調整に関すること
- 2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び経営者目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に關し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

(雜則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

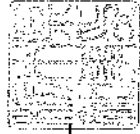
第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本巻を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

茨城県知事 橋本

栃木県知事 橋本



以下の団体とも同様の協定を締結している。

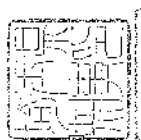
全日本不動産協会都県本部	※別記1参照
宅地建物取引業協会	※別記2参照

(別記1)
 公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
 公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
 公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
 公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
 公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
 公益社団法人全日本不動産協会

(別記2)
 公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
 公益社団法人群馬県宅地建物取引業協会
 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
 公益社団法人千葉県宅地建物取引業協会
 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
 公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会



群馬県知事 大澤 止 明



埼玉県知事 上田 清 司



千葉県知事 鈴木 栄 治



東京都知事 小池 百合 子



神奈川県知事 黒岩 祐 祐



山梨県知事 後藤 壽 一



静岡県知事 川勝 斗 木

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好 修



公益社団法人東京共同住宅協会
 会長 谷崎 憲 一

19-9-1 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定

(県警察本部)
静岡県知事(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備協会会長(以下「乙」という。)は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震発生時における災害応急対策としての実施する警備業務要請等に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、静岡県警察本部長を通じ、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。

- (1) 被災状況等の情報提供業務
- (2) 緊急交通路の確保等に関する警備業務
- (3) その他甲が必要と認める警備業務

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

(業務の費用の負担)

第3条 甲の要請により実施した業務の費用は、静岡県が負担する。

(出動警備員の補償)

第4条 出動警備員(甲の要請に従い出動し警備に従事する者を言う。以下同じ。)が、この協定に基づく業務の実施により損害を受けた場合の補償は、出動警備業者(出動警備員の使用者たる警備業者を言う。以下同じ。)の責任において行うものとする。

(損害の補償)

第5条 第2条の業務の実施により生じた損害の補償は、出動警備業者の責任において行うものとする。

(協定の実施)

第6条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年8月14日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県知事 石川藏延
(乙) 社団法人静岡県警備協会会長 村松 隆

19-9-2 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定の細目に関する協定 (県警察本部)

静岡県警察本部長(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備協会会長(以下「乙」という。)は、大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定(以下「基本協定」という。)の実施の細目番に關し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 甲は、乙に対し基本協定第1条の要請に係る具体的な業務の内容、開始時間及び場所を文書、口頭その他の方法により示すものとする。

2 前項の業務の終了時間は、甲が乙に対し別途示すものとする。

(出動可能人員表の備付け等)

第2条 乙は、基本協定第1条の要請に迅速に対応するため、警備業者ごとの出動警備員の出動可能数を記載した表を備付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年4月末日までに甲に提出しなければならない。

(業務等の実施)

第3条 乙は、基本協定第2条の業務を次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 基本協定第1条第1号の業務の要請を受けたときは、被災状況に関する情報を収集し、警備業者の基地局(警備業法第11条の4に規定する「基地局」をいう。)を管轄する警察署長を介し甲に提供するものとする。

(2) 基本協定第1条第2号又は第3号の業務の要請を受けたときは、出動警備業者に出動を要請し、出動警備業者は、出動警備員を指揮して業務を実施するものとする。

(訓練の実施)

第4条 乙は、基本協定第2条の業務が円滑に推進されるように、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(業務費用の請求方法)

第5条 乙は、要請された業務の終了後、甲と別途協議の上、当該業務に要した費用の支払いを基本協定第3条により静岡県に請求するものとする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県警察本部長 金重 凱之
(乙) 社団法人静岡県警備協会会長 村松 隆

大規模災害発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定

静岡県警察本部（以下「甲」という。）及び静岡県地域安全推進員連絡協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の災害応急対策として被災地域における社会の安全を確保するため、地域安全推進員による犯罪・事故等の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の要請等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、大規模災害が発生し、被災地における地域安全活動が必要であると認められるときは、乙に対して、地域安全推進員による地域安全活動の実施について協力を求めることができる。

2 乙は、前項の要請に基づき、当該被災地域の地域安全活動に協力するものとする。

（定義）

第2条 この協定に掲げる災害の意義は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1項第1号の定めるところによる。

（活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対して要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域安全パトロール
- (2) 地域における社会の安全に関する情報の収集と通報及び地域住民等に対する伝達
- (3) 地域安全活動に関する要望等の関係者への連絡
- (4) その他、災害時において必要と認められた事項

（活動に伴う災害補償）

第4条 地域安全推進員が、この協定に基づき地域安全活動により被害を受けた場合には、防犯協会団体総合補償保険制度を適用し補償するものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

（適用）

1 この協定は、令和元年9月1日から適用する。

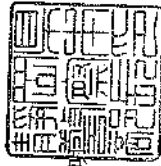
（協定の廃止）

2 大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定（平成8年8月14日付け）は、廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年8月8日

(甲) 静岡県警察本部長 小嶋 典



(乙) 静岡県地域安全推進員連絡協議会会長 川 村 勇



19-9-4 地域安全活動強化に関する協定

(県警察本部)

静岡県警察本部長(以下「甲」という。)と社団法人静岡県猟友会会長(以下「乙」という。)は、地域安全活動の強化に関し、次のとおり協定を締結する。

記

(協力の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、次に掲げる行動を乙に協力要請するものとする。

- (1) 野獣などの出没や逸走した猛獣等によって地域住民の生活に不安を生じさせるおそれのある事案に対する地域安全活動
- (2) 災害に伴う所在不明許可銃の調査活動
- (3) 密輸・密造等の不法銃器根絶のための地域安全活動
- (4) 地域安全情報の収集及び提供

(活動の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該活動を実施するものとする。

(活動の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に対して協力要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 猪、熊等の人の居住地域への出没に対する地域住民の保護等危険防止のための活動
- (2) ペットとして飼育されている猛獣等が逸走した場合の地域住民の保護等危険防止のための活動
- (3) 地震、火災等の災害時における動物園からの逸走したライオン・熊・豹・虎等猛獣に対する地域住民の保護等危険防止のための活動。
- (4) 災害発生時における許可銃の所在確認のための活動。
- (5) 密輸・密造等の不法銃器根絶のための啓蒙・啓発活動
- (6) 地域安全情報の収集及び提供

(協議)

第4条 この覚書に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成9年5月16日

(甲)静岡県警察本部長 吉原 丈 司

(乙)静岡県猟友会会長 渡 辺 卓 司

19-10 警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県歯科医師会会長(以下「歯科医師会会長」という。)と静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、警察活動に対する法歯学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、警察の行う犯罪捜査及び身元確認業務に対する法歯学的協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、犯罪捜査や身元確認の必要が生じた場合及び東海地震等の大災害や航空機事故等により多数死体が発生した場合、死体の身元確認の必要があると認めるときは、歯科医師会会長に対して静岡県歯科医師会会員(以下「歯科医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(協力歯科医師の出動)

第3 歯科医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、歯科医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が歯科医師会会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、歯科医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成8年1月11日

静岡県歯科医師会会長 庄 司 誠

静岡県警察本部刑事部長 市 川 功

19-11 アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定

(県警察本部)

社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「JARL」という。)静岡県警察アマチュア無線局(以下「JPHC静岡」という。)は、アマチュア無線により災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。))に基づき災害情報等の提供(連絡)に関し、静岡県警察本部(以下「警察本部」という。)と次のとおり協定する。

平成7年9月29日

JARL静岡県支部 支部長 佐野 嘉一
静岡県警察本部警備部 警備課長 森下 克弘
JPHC静岡 代表責任者 長尾 憲

(目的、性格)

第1条 この協定は、東海地震、その他の大規模な災害が静岡県内において発生し、又は発生するおそれがある場合、JARL静岡県支部及びJPHC静岡が非常通信等を使用して、災害に関する情報を警察本部に提供(連絡)するため必要な事項について定めることを目的とする。

2 警察本部に情報を提供(連絡)する際のアマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮した活動であること。

(災害)

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものとする。

- (1)地震
- (2)津波
- (3)台風
- (4)洪水
- (5)雷害
- (6)火災
- (7)(1)から(6)までに掲げるもののほか、事案の規模、損害の程度等から判断して、社会的影響が大きく、情報の提供(連絡)が必要と認められる事案

(構成員)

第3条 この協定において、非常通信を行う構成員は、別表1に掲げるものとする。

(要請)

第4条 警察本部は、次に掲げる場合において、火災情報の提供(連絡)を受けると認めるときは、JARL静岡県支部及びJPHC静岡に対し、その保有する情報の提供(連絡)を要請することができる。

- (1)静岡県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)静岡県内に大規模な災害が発生するおそれがある異常な現象を認知したとき。

(連絡通報体制)

第5条 前条の規定に基づき警察本部及びJPHC静岡構成員は、別表1に掲げる管轄地域内のJARL静岡県支部加入の各構成員と連絡調整を図り、連絡通報体制を策定しておかなければならない。

(非常通信等の訓練)

第6条 警察本部、JPHC静岡及びJARL静岡県支部は、非常通信等を円滑かつ確実に行うため共同して訓練を行うものとする。

(組織の構成)

第7条 前条の規定による非常通信等の訓練は、警察本部、JPHC静岡及び、JARL静岡県支部の代表者が相互に協議して定められたところにより静岡県下各地区の構成員等により行うものとする。

(雑則)

第8条 この協定に規定している事項又は疑義を生じた事項については、警察本部、JPHC静岡及び、JARL静岡県支部の代表者が協議のうえ、決定する。

2 前条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、警察本部、JPHC静岡及びJARL静岡県支部の代表者が協議して定める。

附 則

この協定は平成7年10月1日から実施する。

19-12 警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県医師会会長(以下「医師会会長」という。)&静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)&静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)&警察の検視活動に対する医学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、多数の死者を伴う大規模事故、災害が発生した場合、警察の検視活動に対する医学的協力援助を積極的にを行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、東海地震等の大災害や航空機事故等により多数の死者が発生し、検視の必要が生じたときは、医師会会長に対して、静岡県医師会会員(以下「医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(医師の出動)

第3 医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合に協力援助するため、医師会会員に出動を求めるものとす。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が医師会会長と協議し、「静岡県地震対策推進条例」の例等により、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成9年1月23日

静岡県医師会 会長 勝 呂 安

静岡県警察本部刑事部長 鈴木 良 民

19-13-1 大規模災害発生時における支援協定

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本財団(以下「甲」という。)、静岡県(以下「乙」という。)、並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「丙」と総称する。)は、静岡県内において災害が発生し、乙及び丙だけでは十分な災害救済活動が実施できないときに、協力して支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

(災害の適用範囲)

第2条 本協定において、災害とは次に掲げるものをいう。

- 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、原則として災害救助法が適用される災害。
- 2 前項に規定する災害の他、住民生活に重大な支障が生じる災害。

(支援活動の手続き)

第3条 乙及び丙は、前条の災害が発生した場合において、第1条の趣旨に基づき、相互に連絡を取り合い、甲に支援を依頼するものとする。

第4条 前項の規定による依頼は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で行うことができるものとし、事後において速やかに、別記様式第1号を提出するものとする。

- (1) 支援を希望する地域
 - (2) 希望する支援の内容
 - (3) 希望する支援の期間
 - (4) その他必要な事項
- 第5条 甲は、支援活動の決定にあたっては、必要に応じて、別途甲が定める所定の手続きを経るものとする。
- 第6条 本条における支援の依頼は、その先後を問わず、甲が、乙及び丙に対して、別途支援の申し入れをすることを妨げない。

(甲の役割)

第7条 甲は、前条に基づき、支援の依頼を受けた場合、又は支援の申し入れを行った場合、次に掲げる内容について、積極的に必要な支援活動を行うものとする。

- (1) 支援活動を判断する者(以下「派遣者」という。)の派遣
- (2) 甲が自ら設置する「災害復興支援特別基金」で想定する支援活動
- (3) その他、支援のために必要な事項

第8条 前項第1号に規定する派遣者の行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 支援活動を行うために必要な情報収集及び発信
- (2) 支援活動を行うための甲、乙及び丙との連絡調整

この協定の成立を証するため、この協定書 4 通を作成し、甲乙丙記名の上各自その 1 通を所持する。

2015 年 6 月 26 日

- (3) 必要な支援活動の企画検討
(4) その他、支援活動に必要な事項
- 3 甲は、第 1 項に掲げる支援活動を申し入れる場合、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で乙及び丙に通知することとし、事後において速やかに、別記様式第 2 号を提出するものとする。
- (1) 支援活動の候補となる地域
(2) 想定される支援活動の内容
(3) 派遣者の所属、氏名
(4) 派遣者の派遣期間
(5) その他必要な事項

(乙及び丙の役割)

第 5 条 乙及び丙は、前条により甲が実施しようとする支援活動に対して、特別の理由がない限り、積極的に協力するものとし、必要な措置を講じるものとする。

(経費負担)

第 6 条 支援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、甲、乙及び丙の協議によるものとする。

(平常時の役割)

第 7 条 甲は、本協定に基づき支援活動が円滑に行われるように、乙及び丙が行う図上訓練への参加等を通じ、協力体制の構築に努めるものとする。

2 前項の規定による協力体制の維持、推進のため、甲、乙及び丙は年 1 回以上、連絡会等を開催して支援活動に必要な情報交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第 8 条 甲、乙及び丙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部署を定め、相互に必要な情報を共有するものとする。

(その他)

第 9 条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(甲) 東京都港区赤坂 1 丁目 2 番 2 号

公益財団法人日本財団
会 長

(乙) 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県

知 事

(丙) 静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会 長

静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理 事 長

別記

様式第1号 (第3条第2項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人日本財団
会長 宛

静岡県

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

印

印

印

大規模災害発生時における支援協定

支援依頼書

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第3条に基づき、次のとおり、
貴財団の支援を依頼します。

支援を希望する地域	
希望する支援内容	
期間	～
その他必要事項	

別記

様式第2号 (第4条第3項関係)

平成 年 月 日

静岡県

様

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

様

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

公益財団法人日本財団

会長

印

大規模災害発生時における支援協定

支援活動申込

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第4条に基づき、次のとおり、
急支援活動を実施することを申し入れます。

支援活動候補地域	
支援活動内容	
派遣者	所属
	氏名
派遣期間	～
その他必要事項	

19-13-2

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

(趣旨)

第 1 条 静岡県(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「乙」という。)、及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。)、と株式会社静岡銀行(以下「丁」という。))は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震(以下「東海地震等」という。))による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁所有または賃借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第 2 条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙(店舗一覧表)の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙(店舗一覧表)の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第 1 号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第 2 号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第 3 条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第 4 条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(有効期間)

第 5 条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからも、有効期間満了日の日の 1 ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き 1 年間、この覚書の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 6 条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事

(乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

(丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

(丁) 静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番
株式会社静岡銀行
取締役頭取

19-13-3

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と静岡県労働年金庫（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁が所有または賃借している駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

4 駐車場内の借用場所については、甲乙丙および丁で取り決めるものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙及び丁にて取り決めるものとする。また、甲、乙及び丙は駐車場の返却において、借用期間中であっても丁からの協議に応じるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場内でおきた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙いずれからも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書4通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年9月16日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町1番70号

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町1番70号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

神原 啓文

(丁) 静岡市葵区黒金町5-1

静岡県労働年金庫
理事長

古川 正明

19-13-4

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と一般社団法人静岡県信用金庫協会（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁傘下信用金庫所有または貸借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指し定めて文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場内でおきた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書4通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年9月25日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町1番70号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町1番70号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

神原 啓文

(丁) 静岡市葵区追手町2番20号
一般社団法人静岡県信用金庫協会
会長

御室 健一郎